

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

熊本県公告第 8 6 5 号

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号）第 1 0 条第 1 項の規定による処分をしたので、同条第 5 項の規定により次のとおり公告する。

令和 4 年（2 0 2 2 年）1 2 月 1 6 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 処分をした年月日

令和 4 年（2 0 2 2 年）1 2 月 9 日

2 処分を受けた建築士の氏名

倉本新一郎

3 処分を受けた建築士の種別

二級建築士

4 処分を受けた建築士の登録番号

熊本県知事登録第 9 7 0 2 号

5 処分の内容

二級建築士としての業務の停止 3 か月

6 処分の原因となった事実

当該建築士が、熊本県内における建築物の建築にあたり、交付された建築基準法第 7 条の 2 第 5 項の規定による検査済証を改ざん（変造）し、その写しを建築に関する法令に基づく手続きに際して提出（行使）した。